

山形県中学校体育連盟会計細則

第1条 本連盟規約第16条により各単位中学校体育連盟は本連盟の事業を運営していくために負担金を納入する。

第2条 負担金は次のように定める。

単位中学校体育連盟生徒一人当たり280円とする。

(5月1日現在の生徒数)

第3条 負担金は6月末日まで事務局に納入するものとする。

第4条 大会参加料は大会毎に参加校が納入する。